

# 誓 約 書

令和 年 月 日

東神楽町長 山 本 進 様

住 所 .....

氏 名 .....

電話番号 ( ) - .....

[大雪霊園自由墓所 区画番号 区画 番]

私は、東神楽町墓地条例（平成 16 年 12 月 17 日条例第 41 号）第 15 条第 3 号の規定に従い、大雪霊園自由墓所使用許可証の交付後（令和 年 月 日付交付）5 年以内に墓石を建立し又、下記の東神楽町墓地条例施行規則(平成 17 年 3 月 30 日規則第 18 号)を遵守することを確約します。

尚、使用許可後 5 年を経過しても墓石を建立しない場合は、費用を全額負担し返還します。

## 記

(抜 粋)

### 【自由墓所の墓石型】

- ア 碑石及びその他構築物は、石等堅固な材料で築造すること。
- イ 碑石及びその他構築物（外柵を除く。）の高さは、前面縁石より 300 センチメートル以内とする。
- ウ 外柵は縁石より内側とし、側面及び背面については 5 センチメートル以上後退し、高さは前面縁石より 100 センチメートル以内とする。
- エ 地床の追構（砂利床の変更）の高さは、前面縁石より 50 センチメートル以内とする。

### 【碑石形像類設置の届出】

- ア 墓所の使用許可を受けた者が碑石形像類を設置しようとするときは、碑石形像類設置届（別記第 5 号様式）に設計書を添えて町長に提出しなければならない。
- イ 碑石形像類は、地盤面からその高さが 300 センチメートルを超えないものとする。